

令和5年度（公財）佐賀県芸術文化協会助成事業募集について

助成対象事業者

佐賀県芸術文化協会に加盟する団体および、県内で活動する文化団体や個人

助成対象実施期間

令和5年4月から令和6年3月末までに実施される事業

助成対象事業、上限金額

(1) 文化団体が主催、運営する事業 上限金額 400 千円

※自らの創意と工夫により積極的に事業を展開し、新たな地域文化の形成に寄与すると認められるもの。(招聘事業は対象外)

※5年ないし10年の周年事業。(毎年開催する定期的、定例的な事業は対象外)

(2) 概ね30歳までの若者が主催する事業(会場使用料のみ) 上限金額 100 千円

(3) 地域文化団体が開催する芸術文化講座(講師謝金のみ) 上限金額 15 千円

申請時提出書類

- ◆ (公財)佐賀県芸術文化協会助成金交付申請書(別紙様式第1号)
- ◆ 事業計画書
- ◆ 収支予算書
- ◆ その他参考資料

提出期限

令和5年8月31日(木) 必着

提出先及び問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

(公財)佐賀県芸術文化協会事務局

T E L : 0952-26-0815

F A X : 0952-26-0816

E-mail : saga-bunkyo@carol.ocn.ne.jp

お申し込みから交付までの流れ

1. 申請

提出期限までに提出書類を当協会まで郵送、またはご持参ください。



2. 可否の通知

12月頃に審査を行い、採択の可否を決定通知します。

※可の場合は交付予定金額も記載していますが、この時点での金額はあくまで予定で
す。最終的な交付金額は事業報告書の審査終了後に決定します。



3. 事業報告書の提出

事業の完了後、速やかに提出書類をご提出ください。証拠書類として、領収書を添付し
ていただきます。領収書がない場合は対象外経費となります。

※領収書はレシートでも構いませんが、事業者が作成した伝票等は証拠にはなりません
のでご承知ください（賞金などの領収書が出ないものは出金伝票等でも可）。



4. 助成額の決定通知

提出書類を精査し、助成金の決定額を通知します。



5. 請求書の提出

請求書を協会へご提出ください。



6. 支払い

請求書到着後、2週間ほどでお振込みします。